

産地第75号
令和2年12月1日

株式会社マルシン
代表取締役 水島 進 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

令和2年5月29日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャンボスクエア山科
京都市山科区音羽野田町1番地

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号、以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

近隣には小学校及び中学校があることから、特に通学時間帯においては、通学生徒をはじめとする歩行者及び自転車利用者の安全確保に一層努めるとともに、必要に応じて警備員を配置するなど、適切な対応を講じることが望まれます。

また、今後、小売業者の変更等により、駐車場が不足する場合は、速やかに必要な台数を確保し、適切に対応することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の商業地域及び第二種中高層住居専用地域に立地している。

周辺の状況は、北側は道路を隔てて店舗併設集合住宅、東側は京都外環状線を隔てて店舗併設集合住宅、西側は四ノ宮川を隔てて住宅、南側は店舗併設集合住宅が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づく説明会については、新型コロナウイルスの感染拡大により、京都市大規模小売店舗立地法施行細則第4条第1項の規定に基づく説明会開催不能認定を行ったため、経済産業省令第13条第2項に基づき、届出等の要旨を記載した周知ちらしを日刊新聞紙に折り込んだ。

なお、届出内容に関する住民からの問合せはなかった。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更は、一部テナントの営業時間の延長（開店時刻の繰り上げ）及び来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更である。

今回の変更による影響について、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長により、一日当たりの総来客数が増加し、駐車場及び駐輪場利用者が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音については昼間の等価騒音レベルの増加が予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐車場について

利用実績及び予測によると、ピーク時においても駐車場の空き台数があるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

なお、近隣には小学校及び中学校があることから、特に通学時間帯においては、通学生徒をはじめとする歩行者及び自転車利用者の安全確保に一層努めるとともに、必要に応じて警備員を配置するなど、適切な対応を講じることが望まれる。

また、今後、小売業者の変更等により、駐車場が不足する場合は、速やかに必要な台数を確保し、適切に対応することが望まれる。

（2）駐輪場について

利用実績及び予測によると、ピーク時においても駐輪場の空き台数があるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

（3）廃棄物等保管施設について

現状の排出量実績を踏まえると、現行の廃棄物等保管施設で十分な容量が確保されており、変更後も対応可能であると考えられる。

(4) 騒音について

昼間の等価騒音レベルについては、変更後の等価騒音レベルの予測でも環境基準値を下回っており、室外機等の増設や位置の変更もないことから、周辺的生活環境に影響を及ぼす恐れは少ないと考えられる。

なお、早朝の荷さばき作業については、付近に住宅があることから、十分配慮することが望まれる。